

平成30年3月22日提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 平成30年3月22日(木) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 武井 紀夫 委員

3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 渡部 佳子 委員

4 付 議 議 案

議案番号	件 名	頁
議案第9号	平成30年度重点目標・施策について	2
議案第10号	市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について	3
議案第11号	木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第12号	木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則の制定について	12
議案第13号	木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則の制定について	13
議案第14号	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	18
議案第15号	職務の級が6級以上の職員等の人事について	別冊 その2
議案第16号	木更津市立公民館長(非常勤職員)の任命について	別冊 その3
議案第17号	木更津市郷土博物館金のすず館長(非常勤職員)の任命について	別冊 その4

5 報 告 事 項

(1) 報告第1号 臨時代理の報告について
校長及び教頭等の任免の内申について(別冊その5)

(2) 報告第2号 専決事項の報告について
木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について(21P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第9号

平成30年度重点目標・施策について

別紙のとおり平成30年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

平成30年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めるにあたり、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

議案第10号

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議を別紙のとおり合意することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

平成30年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

提案理由

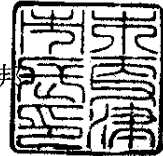
市長から教育委員会に対し、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議を求められたので、教育委員会会議に諮るものである。



木 職 第 7 1 1 号
平成 3 0 年 3 月 5 日

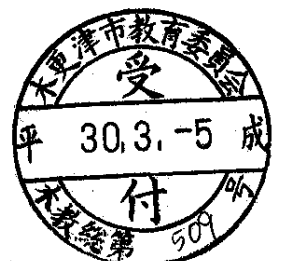
木更津市教育委員会 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦



市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条
の7の規定に基づく協議内容の変更に関する協議について

このことについて、別紙のとおり協議いたします。



○市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき協議について

平成30年 月 日合意

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）との間の事務の補助執行について、次のように定める。

記

（教育委員会事務局職員等への補助執行事務）

1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させる。

- (1) 教育財産の取得又は処分に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に係る寄付の受入れ、予算の執行、工事の実施に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に係る契約に関すること。
- (4) 教育財産の登記に関すること。
- (5) 青少年問題に関すること。
- (6) 教育関係団体（スポーツ関係団体を除く。）への補助に関すること。
- (7) 市史の編さんに関すること。
- (8) 文化施策（教育委員会に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 歳入歳出外現金等の受入れの決定及び帳簿の記録整理に関すること。
- (10) 教育財産の使用料の減免に関すること。
- (11) 教育委員会が所管する事項に関する行事に係る市の共催又は後援に関すること。

（事務の専決）

2 前項の事務の処理にあたっては、別に定めるもののほか、木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）の規定を準用する。

（市長部局の職員への補助執行事務）

3 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を総務部長に補助執行させる。

- (1) 教育委員会事務局職員の研修の実施に関すること。

- (2) 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（公立学校共済組合に加入している職員以外の職員に限る。）の健康診断の実施に関すること。
 - (3) 庶務事務システムの管理に関すること及び庶務事務システムにより完結された電磁的記録の管理に関すること。
- 4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。
- (1) 木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）第6条に規定する情報開示請求の受付をすること。
 - (2) 木更津市情報公開条例第18条の規定による不服申立ての受付をすること。
 - (3) 木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第15条に規定する自己に関する個人情報の開示請求の受付、第20条に規定する自己に関する個人情報の訂正（削除を含む。）請求の受付及び第23条に規定する自己に関する個人情報の利用停止請求の受付をすること。
 - (4) 木更津市個人情報保護条例第24条第1項の規定による不服申立ての受付をすること。
 - (5) 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年木更津市条例第21号）第10条に規定する苦情の申出の受付をすること。
- 5 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。
- (1) 転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学通知書の交付及びこれに係る公印の使用に関すること。
 - (2) 前項の公印の保管に関すること。
- 6 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局のスポーツに関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。
- (1) 学校体育施設の開放に関すること。
 - (2) スポーツに関する行事に係る教育委員会の共催又は後援に関すること。
- 7 この協議によって定められた事務の執行に関し必要な事項は、総務部長及び教育部長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協議は、合意の日から効力を生ずるものとする。

(協議の廃止)

2 平成28年4月1日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。

新旧対照表

○市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

新	旧
<p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p>平成30年 月 日合意</p>	<p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p>平成28年4月1日合意</p>
<p>略</p> <p>(教育委員会事務局職員等への補助執行事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及びび教育機関の職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>略</p> <p>(協議の廃止)</p>	<p>略</p> <p>(教育委員会事務局職員等への補助執行事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及びび教育機関の職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立幼稚園に係る補助に関すること。</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>略</p> <p>(協議の廃止)</p>
<p>2 平成28年4月1日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。</p>	<p>2 平成28年3月23日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。</p>

議案第 11 号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 30 年 3 月 22 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の表教育部の項学校教育課の目中「9 幼稚園就園奨励費補助に関すること。」を削り、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に改める。

第 15 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 2 項の表青年の家の項を削る。

第 16 条の表青年の家の項を削る。

附 則

この規則中第 14 条の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から、第 15 条及び第 16 条の改正規定は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 30 年度組織改正及び木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に伴い、関係規則を整備しようとするものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

新	旧																																																																																							
<p>木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日 教育委員会規則第1号 (分掌事務) 第14条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課</th> <th style="width: 80%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>1～8</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(教育機関)</p> <p>第15条 教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 前項に規定する教育機関の組織は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">教育機関</td> <td style="width: 20%;">担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津市郷土博物館のすず</td> <td>博物館担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	部	課	分掌事務	教育部	略		学校教育課	1～8	略		9	略		10	略		11	略		12	略		13	略		14	略		15	略		16	略	教育機関	担当	略		木更津市郷土博物館のすず	博物館担当	略		<p>木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日 教育委員会規則第1号 (分掌事務) 第14条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">課</th> <th style="width: 80%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>1～8</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>幼稚園就園奨励費補助に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(教育機関)</p> <p>第15条 教育委員会の所管に属する教育機関（学校を除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 青年の家</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 前項に規定する教育機関の組織は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">教育機関</td> <td style="width: 20%;">担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td>管理担当 事業担当</td> </tr> <tr> <td>木更津市郷土博物館のすず</td> <td>博物館担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	部	課	分掌事務	教育部	略		学校教育課	1～8	略		9	幼稚園就園奨励費補助に関すること。		10	略		11	略		12	略		13	略		14	略		15	略		16	略		17	略	教育機関	担当	略		青年の家	管理担当 事業担当	木更津市郷土博物館のすず	博物館担当	略	
部	課	分掌事務																																																																																						
教育部	略																																																																																							
学校教育課	1～8	略																																																																																						
	9	略																																																																																						
	10	略																																																																																						
	11	略																																																																																						
	12	略																																																																																						
	13	略																																																																																						
	14	略																																																																																						
	15	略																																																																																						
	16	略																																																																																						
教育機関	担当																																																																																							
略																																																																																								
木更津市郷土博物館のすず	博物館担当																																																																																							
略																																																																																								
部	課	分掌事務																																																																																						
教育部	略																																																																																							
学校教育課	1～8	略																																																																																						
	9	幼稚園就園奨励費補助に関すること。																																																																																						
	10	略																																																																																						
	11	略																																																																																						
	12	略																																																																																						
	13	略																																																																																						
	14	略																																																																																						
	15	略																																																																																						
	16	略																																																																																						
	17	略																																																																																						
教育機関	担当																																																																																							
略																																																																																								
青年の家	管理担当 事業担当																																																																																							
木更津市郷土博物館のすず	博物館担当																																																																																							
略																																																																																								

(分掌事務)

第16条 前条第1項に規定する教育機関の分掌事務は、次のとおりとする。

教育機関名	分掌事務
略	
木更津市郷土博物館の 館金の不 1	木更津市郷土博物館の 館金の不 1
木更津市郷土博物館の 館金の不 1	木更津市郷土博物館の 館金の不 1
略	

(分掌事務)

第16条 前条第1項に規定する教育機関の分掌事務は、次のとおりとする。

教育機関名	分掌事務
略	
青年の家	1 木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例（昭和50年木更津市条例第45号）第4条に規定する業務に関すること。
木更津市郷土博物館の 館金の不 1	木更津市郷土博物館の 館金の不 1
略	

議案第 12 号

木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則の制定について
木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則を次のように制定する。

平成 30 年 3 月 22 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則
木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和 47 年木更津市教育委員会規則第 5 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置

この規則の施行の日前に交付した補助金の交付決定の取消し及び返還については、なお従前の
例による。

提案理由

平成 30 年度組織改正に伴い幼稚園関係業務が健康子ども部子ども保育課に移管されるため、
廃止するものである。

議案第 13 号

木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則の制定について

木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則を次のように制定する。

平成 30 年 3 月 22 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則

(木更津市立青年の家管理運営規則の廃止)

第 1 条 木更津市立青年の家管理運営規則(昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 4 号)は、廃止する。

(木更津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 2 条 木更津市教育委員会公印規則(昭和 44 年木更津市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中青年の家所長印の項を削り、同表木更津市まなび支援センター所長印の項ひな形(別図)の欄中「9」を「8」に改め、同表木更津市学校給食センター所長印の項ひな形(別図)の欄中「10」を「9」に改め、同表小・中学校印の項ひな形(別図)の欄中「11」を「10」に、「12」を「11」に改め、同表小・中学校長印の項ひな形(別図)の欄中「13」を「12」に改め、同表木更津市郷土博物館金のすず館長印の項ひな形(別図)の欄中「14」を「13」に改め、同表木更津市立市民学習会館長印の項ひな形(別図)の欄中「15」を「14」に改め、同表木更津市立コミュニティーセンター館長印の項ひな形(別図)の欄中「16」を「15」に改める。

別表第 2 中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(木更津市立図書館、公民館及び青年の家並びに木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 3 条 木更津市立図書館、公民館及び青年の家並びに木更津市郷土博物館金のすずに勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成 7 年木更津市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「青年の家並びに」を削る。

第3条中「及び所長」を削る。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

提案理由

木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に伴い、関係規則を整備しようとするものである。

新旧対照表

○木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則（第2条関係）

新		旧				
木更津市教育委員会公印規則 昭和44年4月1日 木更津市教育委員会規則第1号 別表第1（第3条）		木更津市教育委員会公印規則 昭和44年4月1日 木更津市教育委員会規則第1号 別表第1（第3条）				
公印の種類	ひな形 (別図)	規格(ミ リメートル)	書体	使用区分	管理者	個数
略						
木更津市ま なび支援セ ンター所長 印	8	方21	てん書	木更津市ま なび支援セ ンター所長 印	木更津市 まなび支 援センタ ー所長	1
木更津市学 校給食セン ター所長印	9	方21	てん書	木更津市学 校給食セン ター所長印	木更津市 学校給食 センター 所長	1
小・中学校 印	10	方45	てん書	小・中学校 印	各学校長	32
小・中学校 長印	11	方21	てん書	小・中学校 長印	各学校長	32
木更津市郷 土博物館金 のすず館長 印	12	方21	てん書	木更津市郷 土博物館金 のすず館長 印	各学校長	32
木更津市立 市民学習会 館長印	13	方21	てん書	木更津市立 市民学習会 館長印	木更津市 郷土博物 館金のす ず館長	1
木更津市立 イーセンタ ー	14	方21	てん書	木更津市立 市民学習会 館長印	各市民学 習会館長	7
木更津市立 イーセンタ ー	15	方21	てん書	木更津市立 イーセンタ ー	各コミュニ ティセン ター	2
木更津市ま なび支援セ ンター所長 印	8	方21	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	1
木更津市学 校給食セン ター所長印	9	方21	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	1
小・中学校 印	10	方45	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	32
小・中学校 長印	11	方21	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	32
木更津市郷 土博物館金 のすず館長 印	12	方21	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	32
木更津市立 市民学習会 館長印	13	方21	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	1
木更津市立 イーセンタ ー	14	方21	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	7
木更津市立 イーセンタ ー	15	方21	てん書	青年の家所 長印	青年の家 所長	2

別表第2 (第3条)
ひな形

1 木更津市教育委員会	2 木更津市教育委員会 就学専用	3 木更津市教育委員会	4 木更津市教育職務代理者
5 木更津市教育委員会 教育部長	6 木更津市立図書館長	7 木更津市立公民館長	8 木更津市立青少年の家 所長
9 木更津市まなび支援センター所長	10 木更津市給食センター所長	11 千葉県立木更津市立 ○○○学校	12 千葉県立木更津市立 ○○○学校
13 千葉県立木更津市立 ○○○学校	14 木更津市郷土博物館 金のすず館長	15 木更津市立 ○○○市民 学習会館長	16 木更津市立 ○○○コミュニティ センター館長

別表第2 (第3条)
ひな形

1 木更津市教育委員会	2 木更津市教育委員会 就学専用	3 木更津市教育委員会	4 木更津市教育職務代理者
5 木更津市教育委員会 教育部長	6 木更津市立図書館長	7 木更津市立公民館長	8 木更津市まなび支援 センター所長
9 木更津市給食センター所長	10 千葉県立木更津市立 ○○○学校	11 千葉県立木更津市立 ○○○学校	12 千葉県立木更津市立 ○○○学校
13 木更津市郷土博物館 金のすず館長	14 木更津市立 ○○○市民 学習会館長	15 木更津市立 ○○○コミュニティ センター館長	

新旧対照表

○木更津市立青年の家管理運営規則を廃止する等の規則（第3条関係）

新	旧
<p>木更津市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館のす ず勤務する職員に関する規則</p> <p>平成7年4月28日 規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき市立図書館、公民館及び木更津市郷土博物館のすず勤務する市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 職員の勤務時間の割り振りは、館長が業務の状況に応じて月ごと 教育長の承認を得て、これを職員に示すものとする。</p> <p>2 館長は、業務上必要があると認めるときは、前項の規定により定め た勤務時間の割り振りを、教育長の承認を得て変更することができる。</p>	<p>木更津市立図書館、公民館及び青年の家並びに木更津市郷土博物館のす ず勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則</p> <p>平成7年4月28日 規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき市立図書館、公民館及び青年の家並びに木更津市郷土博物館のすず勤務する市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 職員の勤務時間の割り振りは、館長及び所長が業務の状況に応じて月ごと に定め、教育長の承認を得て、これを職員に示すものとする。</p> <p>2 館長及び所長は、業務上必要があると認めるときは、前項の規定により定め た勤務時間の割り振りを、教育長の承認を得て変更することができる。</p>

議案第 14 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 30 年 3 月 22 日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年木更津市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出し中「観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第 3 号中「及び学校教育法」を「及び同法」に、「生徒」を「学生」に、「書類を」を「書類」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 12 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、施設使用許可申請書に次に掲げる書類の写しを添付して申請しなければならない。

- (1) 市長又は教育委員会の依頼に基づき旧安西家住宅を使用する者にあつては、市長又は教育委員会からの依頼文
 - (2) 大学教授等及び学校教育法第 1 条に規定する大学に在学する学生が、その研究に資する目的のために旧安西家住宅を使用する場合は、大学教授等にあつては身分を証する書類、大学に在学する学生にあつては身分を証する書類及び大学教授等からの依頼文
 - (3) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳を所持している者にあつては、当該身体障害者手帳
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者にあつては、当該精神障害者保健福祉手帳
 - (5) その他市長が認める者にあつては、その都度市長が定めたもの
- 第 19 条中「前条第 6 号」を「前条第 1 項第 6 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成20年木更津市条例第8号）第12条に規定する使用料の減免を木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則に規定して、使用料の取り扱いの適正化を図るためである。

新旧対照表

○木更津市郷土博物館のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

新	旧
<p>木更津市郷土博物館のすずの設置及び管理に関する条例施行規則 平成20年3月25日 教育委員会規則第6号</p> <p>(<u>観覧料等の減免</u>) 第18条 略 (1)・(2) 略 (3) 学校教育法第92条第1項及び第2項に規定する大学の教授、准教授、助教、助手又は講師（以下「<u>大学教授等</u>」という。）及び<u>同法</u>第1条に規定する大学に在学する学生が、その研究に資する目的のために<u>観覧する</u>場合は、<u>大学教授等に</u>あつては身分を証する<u>書類</u>、<u>大学に在学する学生に</u>あつては身分を証する<u>書類及び大学教授等からの依頼文</u> (4)・(5)・(6) 略</p> <p>2. <u>条例</u>第12条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>施設使用許可申請書に次に掲げる書類の写しを添付して申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>市長又は教育委員会の依頼に基づき旧安西家住宅を使用する者</u>にあつては、<u>市長又は教育委員会からの依頼文</u> (2) <u>大学教授等及び学校教育法第1条に規定する大学に在学する学生が、その研究に資する目的のために旧安西家住宅を使用する場合は、大学教授等に</u>あつては身分を証する<u>書類</u>、<u>大学に在学する学生に</u>あつては身分を証する<u>書類及び大学教授等からの依頼文</u> (3) <u>身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳を所持している者</u>にあつては、<u>当該身体障害者手帳</u> (4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者</u>にあつては、<u>当該精神障害者保健福祉手帳</u> (5) <u>その他市長が認める者</u>にあつては、<u>その都度市長が定めたもの</u> (<u>優待観覧券等</u>)</p> <p>第19条 教育委員会は、前条第1項第6号の者に対し<u>観覧料が減免されたとき</u>は、その都度必要な数の<u>優待観覧券</u>又は<u>招待観覧券</u>を発行することができる。</p>	<p>木更津市郷土博物館のすずの設置及び管理に関する条例施行規則 平成20年3月25日 教育委員会規則第6号</p> <p>(<u>観覧料の減免</u>) 第18条 略 (1)・(2) 略 (3) 学校教育法第92条第1項及び第2項に規定する大学の教授、准教授、助教、助手又は講師（以下「<u>大学教授等</u>」という。）及び<u>学校教育法</u>第1条に規定する大学に在学する学生が、その研究に資する目的のために<u>観覧する</u>場合は、<u>大学教授等に</u>あつては身分を証する<u>書類</u>を、<u>大学に在学する生徒に</u>あつては身分を証する<u>書類及び大学教授等からの依頼文</u> (4)・(5)・(6) 略</p> <p>(<u>優待観覧券等</u>)</p> <p>第19条 教育委員会は、前条第6号の者に対し<u>観覧料が減免されたときは、その都度必要な数の優待観覧券又は招待観覧券</u>を発行することができる。</p>

報告第2号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第3号の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第3号の規定により、次のとおり専決する。

平成30年3月7日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

専決第1号

木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について

別紙のとおり

木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月7日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会訓令第1号

事 務 局

各教育機関

木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令

(木更津市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 木更津市教育委員会事務専決規程(昭和61年木更津市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 青年の家に関する事項の表を削る。

(木更津市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正)

第2条 木更津市教育委員会教育長事務委任規程(平成2年木更津市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

(木更津市教育委員会文書規程の一部改正)

第3条 木更津市教育委員会文書規程(平成16年木更津市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1 教育機関の表青年の家の項を削る。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令（第1条関係）

新	旧					
<p>木更津市教育委員会事務専決規程 昭和61年4月23日 教育委員会訓令第1号</p> <p>別表第2（第6条） 教育総務課に関する事項 略 施設課に関する事項 略 学校教育課に関する事項 略 学校再編課に関する事項 略 学校給食課に関する事項 略 生涯学習課に関する事項 略 文化課に関する事項 略 まなび支援センターに関する事項 略 学校給食センターに関する事項 略 公民館に関する事項 略 図書館に関する事項 略</p>	<p>木更津市教育委員会事務専決規程 昭和61年4月23日 教育委員会訓令第1号</p> <p>別表第2（第6条） 教育総務課に関する事項 略 施設課に関する事項 略 学校教育課に関する事項 略 学校再編課に関する事項 略 学校給食課に関する事項 略 生涯学習課に関する事項 略 文化課に関する事項 略 まなび支援センターに関する事項 略 学校給食センターに関する事項 略 公民館に関する事項 略 図書館に関する事項 略 青年の家に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1337 188 1461 1070"> <tr> <td data-bbox="1337 188 1382 680">専決事項</td> <td data-bbox="1337 680 1382 1070">専決者</td> <td data-bbox="1382 188 1461 680">教育長</td> <td data-bbox="1382 680 1461 1070">教育部長</td> <td data-bbox="1382 1070 1461 2051">所長</td> </tr> </table>	専決事項	専決者	教育長	教育部長	所長
専決事項	専決者	教育長	教育部長	所長		

<p>(1) 青年の家の事業計画及び実施</p> <p>(2) 休館日の変更及び臨時休館日の承認</p> <p>(3) 開館時間の変更</p>		<p>非定例的なもの</p>	<p>定例的なもの</p>
郷土博物館金のすずに関する事項			
略			
市民学習会館及びコミュニティセンターに関する事項			
略			

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令（第2条関係）

新	旧
<p>木更津市教育委員会教育長事務委任規程</p> <p>平成2年3月28日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(事務の委任) 第2条 略 2 略</p>	<p>木更津市教育委員会教育長事務委任規程</p> <p>平成2年3月28日 教育委員会訓令第1号</p> <p>(事務の委任) 第2条 略 2 略 3 教育長は、次に掲げる事務を木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例（昭和50年木更津市条例第45号。以下「青年の家管理条例」という。）第6条に規定する青年の家の所長に委任する。 <u>(1) 青年の家管理条例第7条から第9条までの規定による青年の家の使用許可等に関すること。</u> <u>(2) 青年の家管理条例第13条の規定による入館の制限に関すること。</u> <u>(3) 青年の家管理条例第14条の規定による模様替え等の許可に関すること。</u> 4 略</p>

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令（第3条関係）

新	旧																		
<p>木更津市教育委員会文書規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 教育委員会訓令第1号</p> <p>別表第1（第5条第2項第2号） 事務局</p> <p>略</p> <p>教育機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>記号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書</td> </tr> <tr> <td>木更津市郷土博物館金のすず</td> <td>郷博</td> </tr> </table>	機関名	記号	略	略	図書館	図書	木更津市郷土博物館金のすず	郷博	<p>木更津市教育委員会文書規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 教育委員会訓令第1号</p> <p>別表第1（第5条第2項第2号） 事務局</p> <p>略</p> <p>教育機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>記号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書</td> </tr> <tr> <td>青年の家</td> <td>青家</td> </tr> <tr> <td>木更津市郷土博物館金のすず</td> <td>郷博</td> </tr> </table>	機関名	記号	略	略	図書館	図書	青年の家	青家	木更津市郷土博物館金のすず	郷博
機関名	記号																		
略	略																		
図書館	図書																		
木更津市郷土博物館金のすず	郷博																		
機関名	記号																		
略	略																		
図書館	図書																		
青年の家	青家																		
木更津市郷土博物館金のすず	郷博																		

平成30年度

重点目標・施策

木更津市教育委員会

目 次

平成30年度 基本方針	1
-------------	---

【重点目標・施策】

<Ⅰ> 学校教育の充実	2
-------------	---

～ 学校教育の充実 ～

- 1 教育内容の充実
- 2 教育環境の整備
- 3 特別支援教育の推進
- 4 生徒指導等の充実
- 5 開かれた学校づくりの推進

<Ⅱ> 青少年の健全育成	7
--------------	---

～ 青少年の健全育成 ～

- 1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上
- 2 青少年育成事業の推進
- 3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止

<Ⅲ> 社会教育の推進	10
-------------	----

～ 社会教育の充実 ～

- 1 生涯学習・社会教育推進体制の充実
- 2 生涯学習・社会教育活動の充実
- 3 図書館サービスの充実
- 4 公民館活動の充実
- 5 生涯学習・社会教育施設の整備

<Ⅳ> 市民文化の充実	15
-------------	----

～ 市民文化の充実 ～

- 1 芸術文化活動の推進
- 2 ふるさと文化の継承

<Ⅴ> 人権擁護の推進	17
-------------	----

～ 人権擁護の推進 ～

- 1 人権意識の高揚

平成30年度基本方針

木更津市教育委員会においては、平成27年3月に策定いたしました「木更津市教育振興基本計画」の基本指針『まなびあい、きらりかがやく「教育都市きさらづ」』を実現するため、魅力ある教育環境の整備を図り、子どもから高齢者まで、だれもがともに学びあえるまちづくりを推進してまいります。

また、平成27年4月にスタートした教育委員会新制度のもと、市長が平成27年11月に策定いたしました「木更津市教育大綱」に則して、各施策を進めてまいります。

平成30年度においては、この教育振興基本計画及び教育大綱を基本方針として、本市の基本構想及び第1次基本計画「きさらづ未来 活力創造プラン」に掲げる「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の実現に向け、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、市民文化の充実、人権擁護の推進の各施策を積極的に展開してまいります。

なお、平成30年度は教育振興基本計画の最終年度にあたるため、平成31年度を始期とする新たな計画策定に着手してまいります。

< I > 学校教育の充実

家庭、地域社会、学校・行政の協働によるトライアングル子育て運動を基本に、学習習慣の形成、心の教育の充実、健康・体育・安全指導の充実を柱とする「学校教育木更津プラン」のもと、地域に開かれた市民・保護者から信頼される学校づくりをめざし、学校教育の充実のための施策を推進します。

～ 学校教育の充実 ～

1 教育内容の充実

(1) 確かな学力の育成

- ① 学習意欲を高める授業づくりを推進するため、授業改善研究協力員を選出し、授業改善フェスティバルを開催します。(まなび支援センター)
- ② 学習に前向きな学級づくりを推進するため、学級経営に係る教職員研修を実施します。(まなび支援センター)
- ③ 算数・数学の基礎・基本の定着度を高め、学習意欲を向上させるため、算数・数学検定を年2回実施します。(まなび支援センター)
- ④ 新学習指導要領の全面実施に向けて、外国語活動及び外国語の指導力向上を図るため、新教材対応の外国語活動研修を実施します。(まなび支援センター)

(2) 心の教育の推進

- ① 児童生徒の心の教育の充実を図るため、心の教育推進協議会を開催し、関係機関との連携を深め、多方面から同一歩調によるいじめ防止を中心とした心の教育を推進します。(学校教育課)
- ② 「考え、議論する道徳」への転換のため、指導方法や評価の工夫改善を図り、道徳科の充実を推進します。(学校教育課)

(3) 健康・体育・安全指導の充実

- ① 児童生徒の健康管理・推進を図り、健康への意識を高めるため、定期健康診断を実施します。(学校教育課)
- ② 児童生徒の運動意欲を高めるため、運動能力証の合格を推奨します。(学校教育課)
- ③ 児童生徒が自分自身の食生活を見直し、改善に向けた努力ができるよう、学校における食育を推進します。(学校教育課)
- ④ 体育指導の充実を図るため、教職員対象の実技研修会を開催します。(学校教育課)

- ⑤ 児童生徒の体力・技能を高めるため、木更津工業高等専門学校と連携し、陸上競技教室を年2回実施します。(学校教育課)

- (4) 読書活動の推進
 - ① 各学校の読書環境の充実を図るため、小中学校に読書相談員を配置します。(学校教育課)
 - ② 児童生徒の読書意欲、学習意欲を高めるための図書の選定・購入を行い、図書室の整備を図ります。(学校教育課)

- (5) 国際理解教育の推進
 - ① 児童生徒の外国文化や外国語に対する興味・関心を高めるため、外国語指導助手(A L T)を増員し、国際理解教育を推進します。(まなび支援センター)

- (6) 情報教育の推進
 - ① 情報モラルを身につけ、情報化社会に対応できる児童生徒を育成するためコンピュータを活用した情報教育を推進します。(まなび支援センター)

- (7) キャリア教育の充実
 - ① 児童生徒の社会的・職業的自立のために必要な基礎的・汎用的能力を育成するため、発達段階に応じて小学校6年生で就業密着観察学習、中学校2年生で職業体験学習を実施します。(学校教育課)

- (8) 環境学習の推進
 - ① 児童生徒に環境保全の意識を高めるため、社会科副読本「わたしたちの木更津」で、干潟のくらし、浄水場、下水処理場、ゴミ処理施設等を取り上げ、小学校3・4年生の環境学習に活かします。(まなび支援センター)
 - ② 環境学習を継続的に行うため、小学校高学年、中学校においては社会科、総合的学習の推進計画の中に環境学習を位置づけ実施します。(学校教育課)

- (9) 就学援助事業の推進
 - ① 経済的に就学困難な保護者に経済的支援を行うため、要保護・準要保護児童生徒保護者へ就学援助を行います。(学校教育課)

- (10) 市立小中学校適正規模及び適正配置実施計画の推進
 - ① 平成30年度末で統合が決定している富岡小学校・中郷中学校の統合を円滑かつ確実に推進します。(学校再編課・学校教育課)
 - ② 平成30年度末で統合する富岡小学校と馬来田小学校に隣接する富来田中

学校を合わせて小中一貫校へ移行するため、教育課程の整備等準備を行います。(学校再編課・学校教育課)

(11) 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の見直し

- ① 児童生徒数の推移の把握に努め、地域の実情を勘案し、基本方針の見直しを行います。(学校再編課・学校教育課)

2 教育環境の整備

(1) 管理用備品の整備

- ① 快適な教育環境を維持するため、老朽化した児童生徒用机・椅子を順次更新します。(教育総務課)

＜対象校＞ 波岡小学校・南清小学校・鎌足中学校・金田中学校・富来田中学校

(2) 学校施設の適正な保全

- ① 適正な教育環境を維持するため、老朽化の特に著しい学校施設の改修工事を実施するほか、日常的に発生する建物や設備の不具合を適時補修することにより、施設の適正な維持・保全に努めます。(施設課)

(3) 中郷小学校の環境整備

- ① 校舎・屋内運動場の建設工事を実施します。(施設課)

(4) 祇園小学校の環境整備

- ① プールの改築工事を実施します。(施設課)

(5) 真舟小学校の環境整備

- ① 校舎増築工事を実施します。(施設課)

(6) 金田小・中学校の環境整備

- ① 金田西特定土地地区画整理事業の学校周辺整備に伴い、県と協議のうえ事業を進めます。(施設課)

(7) 学校内のICT環境の整備

- ① 児童生徒の個人情報を含めた情報資産の共有及び保全を行い、セキュリティレベルの高いICT環境の実現を図ります。(まなび支援センター・教育総務課)
- ② より安全で効果的な校務システムを実現するため、校務系ネットワークの整

備に努めます。(まなび支援センター・教育総務課)

(8) 学校給食における地産地消及び循環による食育の推進

- ① 給食食材の選定にあたっては、地産地消を図り、食育を推進します。また、給食残渣を活用した循環については、鎌足小中学校の事業を継続するとともに新規地区への事業拡大に取り組みます。(学校給食課)

(9) 学校給食費の徴収対策強化

- ① これまで以上に、滞納者に対する臨戸徴収及び督促通知書の発送等を実施し、過年度分の学校給食費を含め収納率の向上に努めます。(学校給食課・学校給食センター)

(10) 学校給食施設の整備

- ① 12校の調理場施設の老朽化が進み、その対策には多額な費用が見込まれるため、木更津市公共施設再配置計画第1期実行プランに(仮称)第二学校給食センター建設を位置づけ、これを推進します。(学校給食課)

3 特別支援教育の推進

(1) 特別支援教育体制づくりの推進

- ① 学校教育における特別支援教育の充実をめざし、特別支援連携協議会を開催し、特別支援教育に関わる関係機関との連携を深め、きめ細やかな対応を図ります。(学校教育課)
- ② 児童生徒一人ひとりの自立に向け、適切な就学先を協議し、保護者に助言するため、就学支援委員会を開催します。(学校教育課)

(2) 学校における特別支援教育の充実

- ① 学校において特別に支援が必要な児童生徒の個別支援を充実するため、スクール・サポート・ティーチャー(SST)を増員するとともに、個別の教育支援計画の作成を推進します。(学校教育課)
- ② 学校において特別に支援が必要な児童生徒に対する指導法に係る指導・助言に当たるため、専門家チームによる巡回相談を実施します。(学校教育課)
- ③ 学校における特別支援教育体制の整備と充実を図るため、特別支援教育コーディネーター研修会を開催します。(学校教育課)
- ④ 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費による保護者支援を行います。(学校教育課)

(3) 就学時学校適応事業の推進

- ① 言葉の発達に課題のある就学前幼児の早期発見・早期相談に対応するため、年長幼児の言語検査を実施します。(まなび支援センター)
- ② 言葉の発達に課題のある就学前幼児の言語指導を行うため、言語教室事業を推進します。(まなび支援センター)

4 生徒指導等の充実

(1) 学校内の教育相談体制の整備

- ① 学校内に児童生徒が相談しやすい体制を作り、教職員とともに積極的な教育相談活動ができるようにするため、教育相談関係の職員(スクールカウンセラー・心の教室相談員)を配置します。(学校教育課)

(2) 学校外の教育相談体制の整備

- ① 不登校等、児童生徒が抱えている諸問題の改善・解消に向け、精神科医・臨床心理士等による教育相談教室を定期的実施します。(まなび支援センター)

(3) 学校適応指導教室の充実

- ① 不登校児童生徒の気持ちに寄り添う支援を行い、通級者の学校復帰をめざし、学校適応指導教室「あさひ学級」での指導を充実します。(まなび支援センター)

5 開かれた学校づくりの推進

(1) 地域の教育力を生かす事業の推進

- ① 家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動、開かれた学校づくりを推進するため、学校支援ボランティア推進委員会を組織し、学校支援ボランティア活動推進事業の充実を図ります。(学校教育課)
- ② 地域と連携した学校運営を推進するため、学校評議員制度推進事業の充実を図ります。(学校教育課)

(2) 学校評価事業の推進

- ① 的確な学校評価を実施し、各学校の教育施策、教育活動の改善を図るため、「学校評価木更津システム」を推進します。(学校教育課)
- ② 「学校評価木更津システム」の学校自己評価を公表するとともに、学校評議員による学校関係者評価も併せて実施し、学校評価を開かれた学校づくりに活かします。(学校教育課)

<Ⅱ> 青少年の健全育成

青少年の健やかな成長と自立を実現するために、家庭、地域、学校・行政をはじめ、社会全体で青少年を育み、支える環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。あわせて青少年育成事業や教育環境の整備に取り組みます。

～ 青少年の健全育成 ～

1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上

(1) 青少年育成の総合的計画の策定

- ① 青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備するため、子ども・若者育成支援推進法に基づく国・県の施策等を踏まえた、本市の青少年健全育成の方向性を示す総合的な計画の策定に向け、調査・検討を進めます。(生涯学習課)

(2) 青少年育成支援施策の総合的な推進

- ① 青少年の指導育成、保護、矯正に関する総合的施策や自立支援方策等について必要な事項を調査・審議するとともに、関係機関との連絡調整を図るため、青少年問題協議会を開催します。(生涯学習課)

(3) 地域の教育力の向上

- ① 家庭、地域、学校・行政が連携して地域の教育力の向上を図るため、子どもたちの居場所づくりを進める「放課後子供教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等の実践的取り組みを通して高めていきます。(生涯学習課)

(4) 地域の青少年健全育成活動の支援

- ① 青少年の健全育成を推進するため、県と連携し青少年相談員活動の充実と制度の活性化を図ります。(生涯学習課)
- ② 地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援します。(生涯学習課)

2 青少年育成事業の推進

(1) 青少年育成事業の実施

- ① 青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業など、青少年育成に関する各種

事業を実施します。（生涯学習課）

(2) 少年自然の家キャンプ場の利用促進

- ① 少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、積極的な広報等による利用促進を図ります。また、豊かな自然環境と真里谷城跡の歴史的環境を生かした事業や若者を対象とした事業など、新たなプログラムの実施に向けて取り組みます。（生涯学習課）
- ② 老朽化した施設の計画的な整備に努めるとともに、中長期的な施設の改修・整備計画の策定に向けた検討を行います。（生涯学習課・施設課）

(3) ボランティアの活用と活性化

- ① 青少年のさまざまな活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティアなど各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図ります。（生涯学習課）

3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止

(1) 社会教育指導員等専門家による相談活動の実施

- ① さまざまな問題に悩む幼児から青少年及びその保護者への支援を行うため社会教育指導員等専門家による相談活動（電話相談・来所相談・メール相談）を実施します。（まなび支援センター）

(2) 青少年への愛の一声運動による非行防止活動

- ① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、青少年補導員による地区街頭補導、乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーンなどの「青少年への愛の一声運動」を関係機関・団体との連携のもと行います。（まなび支援センター）

(3) 青少年非行防止啓発活動の実施

- ① 青少年の非行防止と健全育成に関する啓発のため、青少年健全育成だより「News Letter」の発行や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や学校、また地区住民会議や地域の各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止啓発活動に取り組みます。（まなび支援センター・生涯学習課）

(4) 有害環境浄化活動の推進

- ① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・青少年相談員・PTAなど地域の関係団体と連携し、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を推進します。（まなび支援センター・生涯学習課）

(5) 連携・ネットワークによる青少年指導関係事業の実施

- ① 青少年育成、非行防止に関わる関係機関・団体・有識者との連携を図り、まなび支援センターの青少年指導関係事業を効果的に運営するために、青少年指導関係運営協議会を開催します。（まなび支援センター）

＜Ⅲ＞ 社会教育の推進

さまざまな暮らしの課題に対し、市民がいつでも、だれでも学習できる環境を整えるとともに、広く市民の声を聞きながら、生涯学習のまちづくりを推進するために、必要な学習機会を提供し、その活動を奨励します。また、生涯学習を通じて人をつなぎ、学んだ知識を地域づくりに活かすことができる環境を整備します。

また、社会教育を推進する体制の充実や社会教育施設の整備を図ります。

～ 社会教育の充実 ～

1 生涯学習・社会教育推進体制の充実

(1) 市民参画による社会教育行政の推進

- ① 広く民意を反映し、社会教育行政の推進を図るため、社会教育委員会議に社会教育推進施策等を諮問し、答申や意見を求めます。（生涯学習課）
- ② 総合的な生涯学習の推進にあたり、広く市民の意見や要望を取り入れるため、生涯学習推進協議会を開催します。（生涯学習課）

(2) 社会教育振興のための施策の充実

- ① 社会教育振興施策の充実を図るため、各種研修会を開催するとともに、近隣3市や県内の社会教育に関係する団体の活動等にも参加し、関係職員、関係委員等の資質の向上に努めます。（生涯学習課）
- ② 視聴覚教育の充実を図るため、君津地方視聴覚教材センターに負担金を支出し、視聴覚教材の充実と研修機会の拡充を支援します。（生涯学習課）

(3) 生涯学習の基盤整備と総合調整

- ① 生涯学習事業の財源確保を図るため、生涯学習事業基金の運用益や寄附金を基金に繰り入れます。（生涯学習課）
- ② 効果的な生涯学習の振興を図るため、必要に応じて生涯学習関係機関等の意見交換の場を設けます。（生涯学習課）

(4) 専門職員による学習支援体制の整備

- ① 市民の多様な学習ニーズに応え、さまざまな学習機会を提供し、学習活動を側面から支援するため、専門職員による学習支援体制の整備に努めます。（生涯学習課）

(5) 第2次生涯学習基本構想・生涯学習基本計画の策定

- ① いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる「生涯学習都市きさらづ」をめ

ざして、新たな推進施策の展開を図るため、「第2次生涯学習基本構想」・「生涯学習基本計画」の策定に向けた調査・研究を進めます。(生涯学習課)

2 生涯学習・社会教育活動の充実

(1) 子育て・家庭教育支援事業の充実

- ① 家庭教育の不安や悩みを解消するため、家庭、地域、学校・行政が一体となって家庭の教育力向上を図ります。(生涯学習課)
- ② 家庭教育支援として、子育てについての学習機会の拡充に努め、親が互いに子育てについて学びあい、親として育ちあうことを応援する学びの環境を充実します。(生涯学習課)

(2) 女性の自立と社会参加の促進

- ① 女性の社会参加の促進や地域社会・まちづくりへの積極的な関わりを推進するための学習機会の提供に努めます。(生涯学習課)

(3) 生涯学習を通じたまちづくりの振興

- ① 学習意欲の高揚と高度で専門的な学習ニーズに対応するため、市内高等教育機関と連携した公開講座の開催や「動く教室」として生涯学習バスの運行を行います。(生涯学習課)
- ② 市民による生涯学習活動の一層の拡充と生涯学習を通じたまちづくりの振興を図るため、活動の成果発表の場として生涯学習フェスティバルの開催や生涯学習に関するさまざまな啓発事業を実施します。(生涯学習課)

(4) 社会教育関係団体の育成と支援

- ① 社会教育関係団体との協働の事業を推進し、団体が自主的に行う社会教育活動の円滑な運営や一層の充実を図るため、求めに応じて助言・指導するとともに、実施する事業に補助金を交付し活動を支援します。(生涯学習課)

(5) 生涯学習成果の活用

- ① 生涯学習活動により培ってきた知識や経験など、市民の生涯学習の成果をそれぞれの社会生活や地域社会に活かすため、生涯学習ボランティアの仕組みづくりを進めます。(生涯学習課)

3 図書館サービスの充実

(1) 地域の実情に即した図書館運営

- ① 利用者の要望及び社会の要請に応えるため、基本的運営方針、資料の収集方

針、年度ごとの事業計画を公表し、地域の実情に即した図書館運営を進めます。また、運営の状況、目標の達成状況等に関して自らの点検及び評価を行うとともに、図書館協議会において評価を行います。（図書館）

- ② 市民の生活や仕事に関する課題及び地域に関する課題の解決に向けた活動を支援するため、本市の実情に即した情報や資料を収集・整備・提供します。また、県内外の公共図書館、大学図書館や関係機関との連携を図り、豊富な情報資産を活用して、司書によるレファレンス機能を充実させ、的確な情報提供を行います。（図書館）
- ③ 利用者の安全・安心を図るとともに、社会情勢を踏まえた危機管理体制を徹底します。（図書館）
- ④ 障害者をはじめとする、活字による読書にハンディキャップのある利用者に対するサービスの充実を図ります。（図書館）

（2）公民館図書室の充実

- ① 市民の読書環境を整備するため、公民館との連携を強化するとともに、計画的に公民館図書の入替えを進め、公民館図書室の整備・充実を図ります。（図書館）

（3）学校との連携の強化

- ① 子どもの読書活動の推進を支援するため、児童図書の整備、学校及び教諭、読書相談員との連携を強化します。（図書館）

（4）魅力ある図書館事業の展開

- ① 地域住民の学びを支える図書館づくりを図るため、図書館ホームページ・図書館報等により情報を発信します。また、利用者・地域・他機関との協働・連携を進め、魅力ある図書館事業の展開に努め、利用者の一層の拡大を図ります。（図書館）

4 公民館活動の充実

（1）高度で多様化する市民の学習要求や現代的課題に対応した事業の展開

- ① 市民の学習要求に応えるため、各種学級・講座を実施します。（公民館）
- ② 安心して暮らせる地域社会の構築を図るため、現代的課題や地域課題の解決に向けた学級講座を実施します。（公民館）

（2）家庭教育に関する各種学習機会の提供

- ① 家庭教育の充実を図るため、小中学校や地域の教育機関との連携を進めます。（公民館）

- ② 子育てに関する不安や悩みを解消するため、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を地域の状況にあわせて実施します。（公民館）
 - ③ 地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、子育てを支援します。（公民館）
- （3）地域ぐるみの青少年教育事業の展開
- ① 未来を担う青少年の健全な育成を図るため、サタデースクール事業等の青少年教育事業を実施します。（公民館）
 - ② 地域ぐるみの青少年健全育成を促進するため、生き生き子ども地域活動促進事業を支援します。（公民館）
 - ③ 効果的な事業の推進を図るため、地域や学校、各種関係機関との連携・協働を進めます。（公民館）
 - ④ 青少年教育事業の充実を図るため、地域の多様な人材を活用します。（公民館）
- （4）高齢者の学習機会の提供と社会参加の促進
- ① 高齢者の生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者教室を実施します。（公民館）
 - ② 豊かで活力のある長寿社会の実現のため、自身の持つ豊富な知識や経験を講座等で活用し、高齢者の社会参加を促進します。（公民館）
- （5）市民とともに歩む公民館活動の推進
- ① 民意を反映した公民館運営の推進を図るため、公民館運営審議会を開催し、各種の事業の企画・実施につき調査審議します。（公民館）
 - ② 地域住民の自主的な社会教育活動を推進するため、市民参画による事業を進めます。（公民館）
 - ③ 地域の絆づくりと新たなコミュニティ形成を図るため、地域住民や各種関係機関との協力支援体制を構築します。（公民館）
 - ④ 地域づくりを担う人づくりを進めるため、学びあいを通して地域の中に人と人との関係性を構築する事業に取り組みます。（公民館）

5 生涯学習・社会教育施設の整備

（1）公民館の総合的な整備計画の策定

- ① 今後の公民館の整備や老朽化した施設の改修を含めた公民館の総合的な整備計画の策定に向け、「木更津市公共施設再配置計画」を踏まえ、関係部等と協議を進めます。（生涯学習課）

(2) 社会教育施設の適正な保全

- ① 快適に学習できる環境を維持するため、日常的に発生する建物や設備の不具合を適時補修することにより、施設の適正な維持・保全に努めます。(施設課)

(3) 公民館の耐震補強工事

- ① 八幡台公民館の耐震補強工事を実施します。(施設課)

(4) 公民館の環境整備

- ① 西清川公民館の空調改修工事を実施します。(施設課)

(5) 中央公民館の仮移転

- ① 耐震性能が不足している現在の中央公民館を閉館するとともに、スパークルシティ木更津への仮移転準備を進め、7月の開館をめざします。(生涯学習課・公民館)

(6) 社会教育施設の使用料・手数料改定に伴う運用の適正化

- ① 社会教育施設の使用料・手数料の改定に伴い、条例等の適正な運用による利用者間の公平性の確保と利用者の理解を図ることに努めます。(生涯学習課・文化課・公民館)

(7) 金田地域交流センターの整備

- ① 市長部局と連携・協力し、金田地区の生涯学習・社会教育活動の拠点となる金田地域交流センターの整備に努めます。(生涯学習課・公民館)

<IV> 市民文化の充実

市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着を持つために、地域の芸術文化を育む環境づくりを図りながら多彩な芸術文化活動の高揚をめざします。また、歴史的な文化遺産と豊かな自然を後世に伝えていくため、埋蔵文化財、古文書、民具、伝統行事などを保存し、継承するとともに、自然の保護や記録に努めます。

～ 市民文化の充実 ～

1 芸術文化活動の推進

(1) 芸術文化活動の充実

- ① 児童生徒の芸術文化に触れる機会を充実させるため、音楽鑑賞教室事業（交響楽鑑賞2校・邦楽鑑賞3校・吹奏楽1校）を実施します。（文化課）
- ② 「芸術に親しむ街づくり振興事業」として、市民を対象に一流の芸術団体を招いたコンサートを開催するとともに、美術展覧会の観覧事業を実施し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。（文化課）
- ③ 芸術文化の向上を図るため、収蔵作品の適正な保存、管理及び活用に努めます。（文化課）

(2) 芸術文化団体への支援

- ① 木更津市文化協会をはじめとする各種芸術文化団体との協働の事業を推進するため、情報の提供や助言・指導するとともに、各種団体が実施する自主的な事業に補助金を交付し活動を支援します。（文化課）

2 ふるさと文化の継承

(1) 文化財保護対策の推進

- ① 市内に所在する有形・無形の文化財、史跡、天然記念物など、文化遺産の保護を図るため、本市の歴史、文化、自然の保存・活用・周知に努めます。（文化課）
- ② 市内の文化財を保存するため、伝承する団体の求めに応じた助言・指導とともに、実施する事業に補助金を交付し活動を支援します。（文化課）

(2) 埋蔵文化財保護対策の推進

- ① 埋蔵文化財保護のため、開発事業に対応した調整を迅速かつ円滑に図り、必要な発掘調査を実施します。（文化課）
- ② 発掘調査で出土した資料の記録保存や博物館等における展示への活用を図

るため、埋蔵文化財の整理作業を実施し、調査報告書等を刊行します。(文化課)

(3) 木更津市史編さん事業の推進

- ① 新たな「木更津市史」を編さんするため、木更津市史編集部会による調査・研究を継続して行うとともに、作業効率の向上を図るため「(仮称)木更津市史編さん室」の設置に向けた検討を進めます。また、市民協働による新たな「木更津市史」編さん事業を推進します。(文化課)
- ② 本市の歴史や文化、また豊かな自然への関心を高めるため、「木更津市史」編さんによる調査・研究成果に関する公開講座の実施や「木更津市史編さんだより」、「木更津市史研究」、「公開講座記録集」を刊行します。(文化課)

(4) 協働による博物館事業の推進

- ① 博物館事業の充実を図るため、学校の受入れ等を積極的に行う博学連携事業及び市民が博物館事業の運営に参画する連携事業を推進し、利用者の増大に努めます。(郷土博物館金のすず)

(5) 金鈴塚古墳出土品の調査研究の推進

- ① 金鈴塚古墳出土品の国宝化をめざして推進事業に取り組むとともに、国の機関等との共同研究の成果を踏まえ、再整理報告書刊行の準備をします。(文化課・郷土博物館金のすず)

(6) 郷土に関する調査研究の推進と博物館事業の充実

- ① 博物館事業の充実を図るため郷土に関する調査研究を、市民、研究者及び研究協力機関と協力して推進し、その成果を企画展事業や講座、体験教室等に反映させます。(郷土博物館金のすず)
- ② 郷土の歴史を辿り、史資料の展示・公開により文化財の有効活用を図ります。(郷土博物館金のすず)
- ③ 開館10周年を記念した特別展「(仮)きさらづ今昔物語」を開催します。(郷土博物館金のすず)

(7) 博物館の環境整備

- ① 郷土博物館金のすずの空調設備改修工事設計業務委託を実施します。(施設課)

<Ⅴ> 人権擁護の推進

さまざまな差別意識を解消し、相互に基本的人権を尊重し、すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するために、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図ります。

～ 人権擁護の推進 ～

1 人権意識の高揚

(1) 人権教育研修会の開催

- ① 差別のない人権が尊重される社会の実現のため、人権の理念を普及し、その理解を深めるための研修を行います。（生涯学習課）

(2) 人権啓発活動の実施

- ① さまざまな人権侵害など、人権問題に対する市民の理解を深め、人権に対する意識を高めるため、啓発活動を推進します。（生涯学習課）

平成30年3月22日提出

教育委員会会議案

(その2 議案第15号)

木更津市教育委員会

議案第15号

職務の級が6級以上の職員等の人事について

別紙のとおり職務の級が6級以上の職員等の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第5号の規定により、議決を求める。

平成30年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

提案理由

平成30年3月31日付け、及び4月1日付けの職員（職務の級が6級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員）の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

1 職務の級が6級以上の職員

(1) 退職（平成30年3月31日付） 3名

現 職 名	氏 名	備 考
教育部長	堀 切 由 彦	定年
木更津市まなび支援センター所長 (教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括)	齊 藤 毅 人	木更津市立木更津第三中学校校長
木更津市立図書館主幹 木更津市立図書館副館長事務取扱い (図書館担当総括)	五 味 則 子	定年

(2) 採用（平成30年4月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	備 考
木更津市まなび支援センター所長 (教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括)	岡 崎 由 子	木更津市立西清小学校教頭

(3) 転出（平成30年4月1日付） 4名

現 職 名	氏 名	新 職 名
教育部教育総務課主幹 (管理担当総括)	平 野 和 彦	健康こども部スポーツ振興課長
教育部学校教育課副課長 (学務保健担当総括)	鈴 木 美 代 子	会計室長
教育部生涯学習課主幹 (青少年担当総括)	池 田 ゆかり	福祉部障がい福祉課長
教育部文化課主幹 (文化財担当総括)	中 能 隆	財務部収税対策室主幹 (収税第1担当総括)

(4) 転入（平成30年4月1日付） 3名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部教育総務課主幹 (管理担当総括)	長谷川 光 敏	経済部地方卸売市場副主幹 (市場担当総括)
教育部学校教育課副課長 (学務保健担当総括)	重 城 秋 子	市議会事務局副主幹 (庶務担当総括)
教育部生涯学習課長	野 口 琢 郎	福祉部子育て支援課副課長 (保育担当総括)

(5) 昇格（平成30年4月1日付） 8名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部長	岩 埜 伸 二	教育部次長 教育部教育総務課長事務取扱い
教育部次長 教育部教育総務課長事務取扱い	秋 元 淳	教育部生涯学習課長
教育部参事 教育部学校再編課長事務取扱い	岡 田 正 浩	教育部学校再編課長
教育部参事 教育部文化課長事務取扱い	稲 木 章 宏	木更津市立富来田公民館長
教育部文化課主幹 (文化財担当総括)	安 藤 道 由	教育部文化課副主幹
木更津市まなび支援センター主幹 (学校支援担当総括)	竹 内 康 博	木更津市まなび支援センター副主幹 (学校支援担当総括)
木更津市立図書館主幹 木更津市立図書館副館長事務取扱い (図書館担当総括)	鎌 田 節 子	木更津市立図書館副主幹
木更津市立金田公民館主幹	水 越 学	木更津市立金田公民館副主幹

(6) 異動（平成30年4月1日付・昇格を伴う異動を除く） 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部参事 木更津市立富来田公民館長事務取扱い	山 口 玲 子	教育部参事 教育部文化課長事務取扱い

2 指導主事

(1) 退職（平成30年3月31日付） 3名

現 職 名	氏 名	備 考
指導主事	齊 藤 毅 人	木更津市立木更津第三中学校校長
指導主事	前 田 健太郎	木更津市立清川中学校教頭
指導主事	齋 藤 淳	木更津市立岩根小学校教頭

(2) 任命（平成30年4月1日付） 4名

新 職 名	氏 名	備 考
指導主事	難 波 秀 和	教育部学校教育課主査
指導主事	北 原 涼	教育部学校教育課主査
指導主事	岡 崎 由 子	木更津市まなび支援センター所長 (教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括)
指導主事	鶴 岡 麻由里	木更津市まなび支援センター主任主事

(3) 転出（平成30年4月1日付） 1名

現 職 名	氏 名	備 考
指導主事	土 居 実 紀	健康こども部子育て支援課副主幹

3 社会教育主事

(1) 解職（平成30年4月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	備 考
社会教育主事	山 口 玲 子	教育部参事 木更津市立富来田公民館長事務取扱い

4 司 書

(1) 任命（平成30年4月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	備 考
司書	丸 山 圭 子	木更津市立図書館主任主事

平成30年3月22日提出

教育委員会会議案

(その3 議案第16号)

木更津市教育委員会

議案第16号

木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について

別紙のとおり木更津市立公民館長を任命することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

平成30年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

非常勤職員をもって充てる教育機関（公民館）の長の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

木更津市立公民館長（非常勤職員）候補者名簿

職 名	氏 名	住 所	任 期
岩根公民館長 高柳市民学習会館長	オオカワラ トシオ 大河原 敏 雄	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
鎌足公民館長	ヤマモト タカ 山 本 卓 人	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
金田公民館長 金田市民学習会館長	タケウチ ヨシコ 竹 内 淑 子	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
中郷公民館長 中郷コミュニティーセンター館長	カウ加 タカアキ 加 藤 高 明	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
富岡公民館長	クワダ オササキ 桑 田 紀	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
文京公民館長 文京市民学習会館長	ヨシダ サダシ 吉 田 貞 利	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
八幡台公民館長	スズキ シュウイチ 鈴 木 修 一	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
東清公民館長	タカハシ エイジ 高 橋 栄 二	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
岩根西公民館長 岩根西市民学習会館長	タマガワ タケシ 玉 川 剛	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
西清川公民館長 西清川市民学習会館長	ワタナベ ケンイチ 渡 辺 賢 一	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
波岡公民館長	イシイ ハルヒサ 石 井 春 久	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
桜井公民館長 桜井市民学習会館長	シノハラ カズユキ 篠 原 和 行	■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日

木更津市立公民館長（非常勤職員）候補者名簿

職 名	氏 名	生年月日	初年度発令	通算 年数	前 職	
岩根公民館長	オオカワラ 大河原	トシオ 敏 雄	■ ■ ■	H 30. 4. 1	新規	前金田中学校校長
高柳市民学習会館長						
鎌足公民館長	ヤマモト 山 本	タカ 卓 人	■ ■ ■	H 30. 4. 1	新規	前太田中学校校長
金田公民館長	タケウチ 竹 内	ヨシコ 淑 子	■ ■ ■	H 29. 4. 1	1 年	元金田小学校校長
金田市民学習会館長						
中郷公民館長	カウ 加 藤	タカアキ 高 明	■ ■ ■	H 29. 4. 1	1 年	元清見台小学校校長
中郷コミュニティーセンター館長						
富岡公民館長	クワダ 桑 田	オサム 紀	■ ■ ■	H 30. 4. 1	新規	前高柳小学校校長
文京公民館長	ヨシダ 吉 田	サダシ 貞 利	■ ■ ■	H 30. 4. 1	新規	前祇園小学校校長
文京市民学習会館長						
八幡台公民館長	スズキ 鈴 木	シュウイチ 修 一	■ ■ ■	H 30. 4. 1	新規	前八幡台小学校校長
東清公民館長	タカハシ 高 橋	エイジ 栄 二	■ ■ ■	H 28. 4. 1	2 年	元市役所職員
岩根西公民館長	タマガワ 玉 川	タケン 剛	■ ■ ■	H 30. 4. 1	新規	前木更津 第三中学校校長
岩根西市民学習会館長						
西清川公民館長	ワタナベ 渡 辺	ケンイチ 賢 一	■ ■ ■	H 29. 4. 1	1 年	元市役所職員
西清川市民学習会館長						
波岡公民館長	イシ 石 井	ハルヒサ 春 久	■ ■ ■	H 29. 4. 1	1 年	元鎌足小学校校長
桜井公民館長	シノハラ 篠 原	カズユキ 和 行	■ ■ ■	H 28. 4. 1	2 年	元祇園小学校校長
桜井市民学習会館長						

平成30年3月22日提出

教育委員会会議案

(その4 議案第17号)

木更津市教育委員会

議案第17号

木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について

別紙のとおり木更津市郷土博物館金のすず館長を任命することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

平成30年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

提案理由

非常勤職員をもって充てる教育機関（博物館）の長の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）
候補者名簿

氏 名	住 所	任 期
ホリキリ 堀 切 ヨシヒコ 由 彦	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日

木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）
候補者名簿

氏名	生年月日	初年度発令	通算年数	前職
ホリキリ 堀切 ヨシヒコ 由彦	■■■	H 30. 4. 1	新規	前市役所職員

平成30年3月22日提出

教育委員会会議案

(その5 報告第1号)

木更津市教育委員会

報告第1号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月22日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

平成30年3月12日

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

臨時代理第1号

校長及び教頭等の任免の内申について

別紙のとおり

1 教育委員会

(退 職)

氏 名	旧 任	備 考
齊藤 毅人	まなび支援センター所長 兼 教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括	木更津第三中学校校長
前田健太郎	教育部学校教育課副主幹	清川中学校教頭
齋藤 淳	教育部学校教育課副主幹	岩根小学校教頭

(採 用)

氏 名	旧 任	備 考
岡崎 由子	まなび支援センター所長 兼 教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括	西清小学校教頭
難波 秀和	教育部学校教育課主査	南清小学校教諭
北原 涼	教育部学校教育課主査	木更津第一小学校教諭
鶴岡麻由里	まなび支援センター主任主事	木更津第二小学校教諭

2 校 長

(退 職)

氏 名	旧 任	備 考
吉野 学司	木更津第二小学校校長	定年
藤平 慶子	南清小学校校長	定年
吉田 貞利	祇園小学校校長	定年
桑田 紀	高柳小学校校長	定年
小尾 哲郎	請西小学校校長	定年
鈴木 修一	八幡台小学校校長	定年
加藤 明	真舟小学校校長	定年
神子 由之	木更津第二中学校校長	定年
玉川 剛	木更津第三中学校校長	定年
額賀 敏行	鎌足中学校校長	定年
大河原敏雄	金田中学校校長	定年
山本 卓人	太田中学校校長	定年
平野千津子	畑沢中学校校長	定年
武田 重雄	波岡中学校校長	定年
吉本 明広	波岡小学校校長	県行政

(転出)

氏名	旧任	新任
渡邊 文男	東清小学校校長	市外小中学校

(採用)

☆印は昇格者を示す

氏名	新任	旧任
前田 達哉	東清小学校校長 ☆	県教育振興部体育課生涯スポーツ班指導主事
百瀬 正洋	波岡小学校校長 ☆	市原市教育委員会教育センター所長補佐
稲村 由則	請西小学校校長 ☆	県子どもと親のサポートセンター主席研究指導主事 兼 支援事業部長
中澤 泰藏	真舟小学校校長	県北総教育事務所所長
齊藤 毅人	木更津第三中学校校長 ☆	まなび支援センター所長 兼 教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括
高橋 達之	岩根中学校校長 ☆	県総合教育センター学力調査部研究指導主事
藤寄 保	鎌足中学校校長 ☆	県立千葉南高等学校教頭
西 克夫	金田中学校校長 ☆	県南房総教育事務所指導室指導主事
平 一晶	畑沢中学校校長 ☆	県南房総教育事務所指導室指導主事

(配置換え)

☆印は昇格者を示す

氏名	新任	旧任
大木 昌代	木更津第二小学校校長 ☆	富岡小学校教頭
小倉 敏幸	南清小学校校長 ☆	清見台小学校教頭
齋藤 雄一	祇園小学校校長 ☆	木更津第一小学校教頭
臼井 弘子	高柳小学校校長 ☆	富来田中学校教頭
増田 一秀	中郷小学校校長 ☆	岩根小学校教頭
相場 明彦	馬来田小学校校長 ☆	鎌足中学校教頭
田村 淳也	八幡台小学校校長	中郷小学校校長
矢野 直明	木更津第二中学校校長	馬来田小学校校長
市原 浩	太田中学校校長	岩根中学校校長
矢田 博幸	波岡中学校校長 ☆	木更津第一中学校教頭

3 教 頭

(退 職)

氏 名	旧 任	備 考
萱野 弘之	清川中学校教頭	定年
向井 浩二	畑沢小学校教頭	勸奨
和田 潤子	木更津第二中学校教頭	県立学校
岡崎 由子	西清小学校教頭	まなび支援センター所長 兼 教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括

(採 用)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
小柴 卓也	金田小学校教頭 ☆	市原市教育委員会スポーツ振興課主査
永井 良美	太田中学校教頭 ☆	県立木更津高校教諭
齋藤 淳	岩根小学校教頭 ☆	教育部学校教育課副主幹
前田健太郎	清川中学校教頭 ☆	教育部学校教育課副主幹

(配置換え)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
吉田 俊一	木更津第一小学校教頭 ☆	八幡台小学校教諭
根本 修身	西清小学校教頭 ☆	波岡中学校教諭
池田 秀一	清見台小学校教頭 ☆	金田中学校教諭
佐藤 文彦	富岡小学校教頭 ☆	真舟小学校教諭
泉 隆史	畑沢小学校教頭	金田小学校教頭
小松原卓也	木更津第一中学校教頭 ☆	木更津第二中学校教諭
越川 茂夫	鎌足中学校教頭	岩根西中学校教頭
伊東 昭雄	富来田中学校教頭 ☆	清川中学校教諭
窪田 宏一	岩根西中学校教頭 ☆	木更津第一中学校教諭